ワークシート

資料５

（大阪府におけるインターネット上の人権侵害の現状と今後の方向性について）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 府の現状 | 主な委員意見 | 今後の論点（たたき台） |
| 教育・啓発 | ○　インターネットリテラシーの向上を図るための教育・啓発を実施。とりわけ、ＳＮＳ利用率の高い若い世代に対する施策を重点的に実施。 | ○　若い世代だけでなく、幅広い年代や立場等に配慮して取り組んでいく必要がある。○　民間企業や経済団体、消費生活センター、教育機関、市町村等とも積極的に連携・協力を行い、効果的な教育・啓発を行う必要がある。 | ○　府民が加害行為者とならないよう、幅広い年代への取組としてどのようなものが考えられるか。○　関係機関との連携として、府としてどのような取組が効果的と考えられるか。 |
| 相談事業 | ○　府に人権相談窓口を設置し専門機関と連携した相談、市町村交付金による市町村の相談事業の支援、市町村相談職員向けのネット相談に関する研修等、相談体制の充実を図る取組を実施。 | ○　インターネットに関する問題については様々存在するが、被害者にとって最も適切な相談窓口にたどり着くことが難しい状況にあり、被害者に寄り添った相談窓口の整備が必要である。　　例えば、よりわかりやすいホームページの作成や、ワンストップで広く相談を受け付け、そこから必要に応じて関係機関に繋ぐ仕組みの構築などが考えられる。○　国等の他の相談機関との役割分担や連携に加え、インターネット上の問題や司法手続、人権問題等に関する専門的な知識を有し、被害者や加害行為者からの相談に的確に対応できる相談員の確保が難しいことが課題としてあげられる。○　相談事例や対応事例を収集し、ホームページや啓発冊子等を通じてわかりやすく府民に提供することや、被害者間において情報交換や意見交換ができる場の仕組みなど、被害者の安心に繋がる取組について、検討する必要がある。 | ○　国・都道府県・市町村それぞれに相談窓口があるなか、府としてどのような取組が効果的か。被害者や加害行為者を対象とした寄り添い型の相談窓口にはどのような機能や特色が必要と考えられるか。○　専門知識を有する相談員をいかに確保、育成するか。○　被害者間の情報交換の場としてはどのようなものが考えられるか。また、仕組みづくりに向け、どのように取り組むべきか。 |
| 被害者支援 | ○　いわゆる同和地区の摘示、賤称語や蔑称、侮辱的表現を用いた悪質な部落差別及びヘイトスピーチといった明らかに差別を助長するような差別書込みについて、プロバイダや法務省・法務局に対して、削除要請を実施。 | ○　不特定多数の者に対する共通の属性を理由とした差別的言動や識別情報の摘示といった人権侵害については、府として責任をもって取り組んでいく必要がある。　　一方、特定の個人・法人に対する名誉毀損やプライバシー侵害といった人権侵害については、まずは本人が対応するのが基本と考えられ、行政として、どのような支援ができるのか、引き続き検討する必要がある。○　命にかかわるもの、刑事事件の対象となるようなもの、差別につながる恐れのあるもの、膨大な数に及ぶもの等、取組の対象をどのように絞り込んでいくのか、具体的な判断は容易ではなく、第三者機関の必要性を含め、検討する必要がある。○　具体的な取組として、府による削除要請の対象を広げることが考えられるが、削除要請については既に法務省やセーファーインターネット協会が実施しており、府が実施することの効果等について、さらに検討する必要がある。○　その他、犯罪被害者支援の一環として、侮辱や名誉毀損に遭われた被害者を支援していくことができないか、被害者に大きな負担となっている発信者情報開示請求や削除要請に伴う司法手続に対して支援ができないか、加害行為者に対して勧告等はできないかといった意見があり、引き続き、検討を進めていく必要がある。 | ○　悪質な情報の削除や罰則等は最終的には国の責務として行うべきであるが、必要な制度が整備されるまでの間、府として実施可能な実効性ある取組はどのようなものがあるか。○　対象をどのように絞り込んでいくのか。その判断、基準等をどうするか。また、第三者機関の必要性についてどう考えるか。○　削除要請の対象範囲を広げることはどうか。府が削除要請を実施する効果等についてどう考えるか。○　犯罪被害者支援の一環としての支援、司法手続に対する支援、勧告等の措置について、その効果や法的課題を含め、どのように考えるか。 |
| 国への提案 | ○　当面の緊急的な措置として、重大かつ深刻な被害を及ぼす人権上、極めて悪質な情報に絞り、実効性のある事後的対処方策を提案（令和３年７月 知事から総務大臣・法務大臣） | ○　インターネット上の人権侵害事象への対応は、憲法により保障された表現の自由の問題や、拡散性や匿名性といったインターネットの特性から、基本的には、国において全国統一的に対処すべきものと考えられ、今後、国において実施すべき施策等について、国への提案を行っていくことについても検討を進める。 | ○　国において全国統一的に対処すべきものとして、実効性や実現可能性を踏まえ、提案内容をどのように絞り込むか。 |